

海峽兩岸の税関協力協定

(本協定は関係手続が完成した後に発効する)

兩岸（台湾と大陸）の経済貿易の交流及び発展を促進するため、財団法人海峽交流基金会と海峽兩岸関係協会が「海峽兩岸經濟協力枠組み協議(以下“ECFA”と略称)第六條の關係規定に基づき、兩岸の税関協力事項について、対等な協議を経て、以下の協定を達成した。

第一章 総則

第一条 定義

本協定において、

税関手続とは、双方の税関及び利害関係人が遵守すべき関係手続及び規定を指す。

税関協力とは、双方が税関規定を執行するために、行った各項協力を指す。

運輸手段とは、人員、貨物、物品を運送して兩岸地区に出入りする各種の船舶、車両及び航空機を指す。

請求側税関とは、協力を請求する一方の税関を指す。

被請求側税関とは、協力請求を求められる一方の税関を指す。

第二条 範囲

本協定は、税関手続を執行し、並びに税関協力を進める関係事項に適用する。

第三条 目標

本協定の目標は、

一、双方の税関手続の簡素化及び協調を促進し、通関効率を向上させ、ECFAの執行を便利にする。

二、兩岸人員及び貨物の往來を便利にし、兩岸貿易の便利と安全を促進する。

第二章 税関手続

第四条 便利化

一、双方は税関手続及びその執行が確定性、一貫性及び透明性を有することを確保すべきであり、その関税の計算、課税規則の分類等の規定は、世界貿

易機関又は世界税関機構の関係規定と一致しなければならない。

二、双方は適当な措置を採り、貨物、物品及び運輸手段の通関を便利にし、並びに逐次に情報技術を応用し、書類なし通関の発展を促進する。

第五条 リスク管理

双方の税関は、高リスク企業及び貨物の識別を重視し、認定された経済事業者 (Authorized Economic Operator. 以下“**AEO**”と略称)の認証制度を実施し、貨物の通関を便利にする。

第六条 透明性

双方の税関は以下の措置を採って透明性を向上させるべきである。ただし、これに限らない。

- 一、利害関係人の権利、義務と関係ある規定を公布する。
- 二、必要な案内所を設置し、利害関係人と関係ある業務の諮問を受理する。
- 三、一方の税関規定に重要な修正があつて、且つ本協定の実施に実質的な影響を及ぼす可能性がある場合、直ちに相手方の税関に通知すべきである。
- 四、一方の税関の要求に応じ、相手方の税関は既に公布し、且つ利害関係人に影響を及ぼす規定の変動状況について、情報を提供する。

第七条 行政救済

双方税関の規定は、利害関係人に税関が作成した決定に対し、行政救済を申請する権利を与えるべきである。

第三章 税関の協力

第八条 協力内容

双方税関は以下の領域において協力を行う。但し、これに限らない。

- 一、税関に関する規定を相互通知する。即時に ECFA 貨物貿易に関する関税の計算、課税規則の分類及び原産地認定の必要証明、文書等の関係資料を交換する。
- 二、ECFA 貨物貿易の輸入貨物関税を正確に計算するため、主動的、又は要求に応じて、関税の計算、課税規則の分類及び原産地認定に関する資料を提供し、並びに審査する。
- 三、密輸捜査に関する協力及び技術の交流を行い、主動的、又は要求に応じて密輸捜査及びその他税関規定に違反する行為の情報資料の提出、及び協力をする。

- 四、通関過程で生じる問題について、即時に疎通や調停を行い、必要な措置を採って解決すべきである。
- 五、各自の税関が監督管理する中で応用するリスク管理方法について、実行可能な項目を選んで協力を行う。
- 六、AEOの相互承認を逐次に実施し、かつ、通関を便利にする。
- 七、双方税関は管理に使用する電波による個別識別(RFID=Radio Frequency Identification)の方法について、交流及び協力を行う。
- 八、税関の保税地域における税関管理方面の交流と協力を強化する。
- 九、ECFA貨物貿易に関する税関電子情報交換システムを構築する。
- 十、一時的に許可される貨物通関事項について協力する。
- 十一、税関貿易統計の協力をを行い、定期的に貿易統計データを交換し、貿易統計制度、方法、統計データの相違分析等の技術交流を行う。
- 十二、人員の相互訪問、交流、見学及び特定問題の研究を行う。

第四章 請求の手續

第九条 請求の方式

請求側税関は書面方式で請求を提出し、かつ、必要な書類を添付する。もし、状況が緊急の場合、請求側税関は口頭で請求を提出することができる。但し、速やかに書面方式で確認しなければならない。

第十条 請求の内容

- 一、本協定に基づいて提出する請求は、下記の内容を含むべきである。
 - (一) 請求を提出した税関
 - (二) 請求の目的及び理由
 - (三) 請求事項の関係状況
 - (四) 請求する応対措置
 - (五) 関係規定についての説明
 - (六) 返答期限及び連絡方法
 - (七) その他双方税関が同意を経て、説明すべき事項
- 二、被請求側税関は必要があれば、請求側税関に対し、上述の請求について訂正又は補足を要求することができる。

第十一条 請求の執行

- 一、被請求側税関は、その権限及び能力範囲内において合理的な執行措置を採るべきである。

- 二、被請求側税関は、請求に応じ、適当な認証済みの文書資料及びその他の物件を提供することができる。特別に書面書類を請求されたものを除き、被請求側税関は電子資料を送付し、かつ、必要な説明を提供することができる。
- 三、もし、請求事項が被請求側税関以外のその他の関係部門に係わる場合、被請求側税関は当該請求を関係部門に転送し、並びに処理状況を請求側税関に通知しなければならない。
- 四、当該要求が被請求側税関の規定或いはやり方と抵触する場合を除いて、被請求側税関は、請求側税関の請求に応じて関係事項を執行することができる。

第五章 その他

第十二条 連絡機構

- 一、双方は、两岸経済協力委員会税関協力ワーキング・グループにより本協定及び税関協力の関係事項を処理する責任を持ち、双方税関は各自に指定した連絡人により連絡を担当し、並びにホットラインを設けて協議の順調な実施を保障することに同意する。必要があれば、双方の合意を経て、その他の機構を指定して特定事項の連絡を担当させることができる。
- 二、税関協力ワーキング・グループは、必要に応じ、組分けをして本協定の関係事項の処理を担当させ、並びに税関協力ワーキング・グループに報告させる。
- 三、双方の税関は必要に応じ、会議を開き、本協定の執行状況を評定し、並びに関係問題を研究して解決する。

第十三条 秘密を守る義務

- 一、本協定に基づいて取得したすべての情報は、受ける側において取得した同類の情報が受けた同レベルの保護を受けるべきである。
- 二、一方の税関は、提供する情報の秘密性を守ることに對して特殊の要求かつ理由の説明があれば、相手方の税関は特殊保護をしてあげなければならない。
- 三、もし、事前に被請求側税関の書面同意を得ていない場合、請求側税関は取得した情報をその他の機構及び人員に手渡してはいけない。また、証拠として司法・行政手続に使用することもできない。

第十四条 費用

- 一、双方の税関は請求の執行により生じるすべての費用については、原則として補償を獲得する要求を放棄すべきである。もし、請求執行に巨額又は特別性質の費用を支払う必要があれば、双方の税関は当該請求執行の条件及び費用の負担に関する規則を協商して取り決めなければならない。
- 二、双方税関は本協定第八条規定の協力事項により生じる費用の補償問題について、別途で協商して取り決めることができる。

第十五条 書類の書式

本協定に基づいて行った業務連絡は、双方が協商して取り決めた書類の書式を使用する。

第十六条 修正

本協定の修正は、双方が協商して同意を経、並びに書面方式を以て確認する。

第十七条 発効

本協定調印後、双方は各自に関係手続を完成し、かつ、書面方式を以て相手方に通知する。本協定は双方がともに相手方の通知を受領した翌日より効力を生じる。

本協定は八月九日に調印し、一式四部、双方は各二部を所持する。四部の文面の中に異なる表現の対応用語は同じ意味を持ち、四部の文面は同等の効力を有する。

財団法人海峽交流基金会

董事長 江丙坤

海峽兩岸關係協會

會長 陳雲林